

## 設計者資格講習

### (都市計画法施行規則第19条第1項第1号ト)

#### (1) 指定・登録基準

都市計画法施行規則

(設計者の資格)

第19条

2 前項第一号トの規定による講習の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。

一 職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 講習以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて講習が不公正になるおそれがないこと。

#### (2) 指定・登録法人

法人の名称 : 社団法人 全国住宅建設産業協会連合会

指定・登録時期 : 平成13年3月30日

法人の連絡先 : 〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3

指定・登録の理由 : 都市計画法施行規則第19条第2項に基づく指定基準に適合しているため

#### (3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし